

令和 7 年

熊野町農業委員会

議事録

第 9 回

熊野町農業委員会

令和7年第9回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和7年11月20日（木）午前9時

2. 開催場所 役場3階 303会議室

3. 出席委員（10人）

委員	1番	近藤	秀樹
委員	2番	橋川	勝則
委員	3番	住川	由子
委員	4番	庄賀	深雪
委員	5番	福垣内	信行
委員	6番	中村	家隆
委員	7番	井尻	隆雄
委員	8番	菅尾	寛治
会長職務代理者	9番	木原	哲男
会長	10番	空田	忠

4. 欠席委員

5. 農地利用最適化推進委員

委員	稻垣	寿計
委員	荒滝	直洋

6. 議事録署名委員（2人）

委員	8番	菅尾	寛治
委員	9番	木原	哲男

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	中原	幸成
主査	松田	修典
主任主事	末田	絵里子

会議の概要

議長	ただいまの出席委員は10名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達していますので、ただ今から令和7年第9回熊野町農業委員会を開会します。会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。8番 菅尾委員、9番 木原委員を指名します。それでは、議事日程に従って審議に入ります。事務局より、議案の朗読をさせます。
事務局	(議事日程 朗読)
議長	日程第1、議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第19号の農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明をさせていただきます。場所は新宮地区の農地で、○○沿いにある○○から○○方面へ50m進んだ先を右折し、道なりに170m程進んだ右手にある田1筆です。譲渡人は後継者不在の中○○歳となり今後の耕作が困難であると感じていたところ、申請地のすぐ近くに居住する知人である譲受人が耕作を希望したため、所有権移転をされることとなりました。譲受人は15年以上の農業経験があり農機具の保有もされていますので、特に問題となるようなことはなく許可相当であると判断をしております。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。荒滝委員、お願いします。
荒滝委員	事務局と11月14日に現地を確認してきました。申請地の現状は、季節野菜が作付けされ畑として利用されていました。権利移転後は、譲受人が引き続き畑として玉ねぎやスイカを作られる予定です。譲受人の住まいからも近く、農業経験も十分にあるようです。今後も農地として管理していくうえで支障はないと思われますので、許可しても問題ないものと考えております。以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。日程第1、議案第19号「農地法

	第3条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第1、議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。続いて、日程第2、議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第20号の農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明をさせていただきます。場所は川角地区の農地で、○○の裏手あたりにある田1筆です。譲渡人は労働力不足により耕作困難となっていたところ、申請地に隣接する会社の経営者である譲受人が耕作を希望したため、所有権移転をされることとなりました。譲受人は農作業経験はありませんが、今後は○○から指導を受ける予定であると計画されていますので、特に問題となるようなことはなく許可相当であると判断をしております。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。稻垣委員、お願いします。
稻垣委員	11月14日に事務局と現地の方へ確認に行きました。現状は休耕となっていますが、畑として作物を作つておられました。譲受人の方についてですが、農業経験はないということですが農機具を購入予定であつたり準備をしているということを事務局から聞いております。また、ご自身の会社の裏にありますので、こちらに来られた時に空いた時間で農業をされるようです。特段問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。当案件について何か質問はありませんか。
議長	○○番が会社ですか。
稻垣委員	はい、○○のとなりが会社です。
住川委員	こここの農地は広いですよね。515m ² を経験がない方がされるのは大変かもしれませんね。
稻垣委員	先のことを言うのは難しいですが、今は下限面積の制限もなくなりましたし、現段階では意欲のある方が譲り受けられるということなので差し支えな

	いかと判断しております。
中村委員	何歳くらいの方ですか。
事務局	〇〇歳です。
議長	頑張ってもらいたいですね。
議長	その他に質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。日程第2、議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第2、議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。続いて、日程第3、議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第21号の農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明をさせていただきます。場所は新宮地区の農地で、新宮〇丁目の〇〇から〇〇方面へ150m進んだ先にある田2筆です。譲渡人は申請地での今後の耕作予定がなく、申請地の隣地に実家のある譲受人が耕作を希望したため、所有権移転をされることとなりました。譲受人は現在県外在住ですが定年退職を迎える4・5年後に実家へ戻り、作付けを開始する予定とされています。それまでの間は2・3か月に1回程度は帰郷し、草刈り等を行うことで保全管理をしていくことを計画されています。農業経験もあり現に所有されている管内農地も適切に管理されている状況ですので、特に問題となるようなことはなく許可相当であると判断をしております。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。荒滝委員、お願いします。
荒滝委員	事務局と11月14日に現地を確認してきました。申請地は不作付地となっていましたが、草刈りがされ農地としての利用が容易にできる状態でした。権利移転後は譲受人が保全管理をし、状況が整えば畑として野菜を作ら

	れる予定です。譲受人は現在所有している農地もしっかりと管理されていますので、作付け開始までの時間はありますが所有権を移転することで農地の荒廃防止が見込めるため、許可しても問題ないものと考えております。以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。日程第3、議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。続いて、日程第4、議案第22号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第22号熊野農業振興地域整備計画の一部変更について、ご説明させていただきます。まず熊野農業振興地域整備計画についてご説明させていただきます。当該計画書は「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、優良な農地の確保と計画的な農業振興を図るため、町が策定した計画書でございます。計画書で指定した土地については「農用地区域」とし、本町では現在124.3haを農用地区域として指定しているところでございます。この農用地区域に指定された土地は、原則農業の用途以外の目的に使用することができず、農地以外に転用を行いたい場合は本件のように法律の手続きに則り、農用地区域から除外する手続きが必要となります。本町では、年に2回の締め切りを設け受付をしたものについて、町としての審査、広島県との協議のほか約1か月間の縦覧や異議申立期間を経て、特に問題がないと判断された場合は農用地区域から除外することができるものとされております。この度の申請地については農地の利用集積に与える影響は無いと認められること、土地改良事業によって施工された農地ではないため一定期間転用ができないといった制約はないこと、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れはないと見込んでおりますので、後ほど行う案件の説明については計画の内容について説明をさせていただきます。また、広島県とはこの度の意見照会を行うにあたり事前に内容を確認していただいており、10月1

	<p>6日付での異議がない旨の回答をいただいております。なお、本日この議案について認められた場合であっても、引き続き県との本協議や異議申し立て期間等を設けることとなるため、本手続きをもってすなわち許可となるものではございません。除外後は今後改めて農地転用の許可申請について、ご審議していただくことになります。それでは、この度除外申請のあった転用計画について、ご説明をさせていただきます。場所は新宮地区の農地で、現在〇〇が資材置場を施工している〇〇側の田2筆と畠1筆です。転用目的は駐車場で除外面積は994m²となり、過去に除外済みの農地を含んだ6筆を利用する計画です。当該地を管理する譲渡人の方々が申請地での耕作予定がなく荒廃化が徐々に進んでいたところ、隣接する資材置場を施工中の事業者より資材置場の関係車両である大型車や従業員の車を駐車する用地として利用したいと申し出があり、話がまとまり転用を計画されたものです。また、本議案にはありませんが、この度の変更に合わせて令和6年度に実施した利用状況調査に基づき令和7年3月に非農地通知をした農地について、農業振興地域区域内の農用地に該当する農地を除外する予定です。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いします</p>
議長	ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。荒滝委員、お願いします。
荒滝委員	11月14日に事務局と現地を確認してきました。申請地の現状は、草が腰から肩丈ほど伸び休耕となっていました。変更申出人の方々は申請地での耕作予定がなく今後の管理に不安を感じておられる中で、新たに駐車場として土地が利用されることで荒廃防止が見込めることや、周辺農用地や施設に影響を与えない旨の確約書が申出者から提出されていることから、農振除外することに問題はないと思われます。以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について何か質問はありませんか。
住川委員	週に2・3回はこの付近に行くので現地をよく見ているんですが、この資材置場はとても広いんです。これだけ広いのに車を停められないほどの資材を置くのか、駐車場が別に必要というのがなかなか理解し難いです。手続き上は問題がないことも分かりますし、所有者の方が近くに住まれているわけではないので耕作できなくてこのままでは農地が荒れてしかたがないという

	のも分かります。ただ、本当に駐車場が必要なのか、このまま問題なしとして扱っていいものなのかとは思います。
事務局	広島県からも同じように資材置場の空きスペースを駐車場として利用できないのかと疑義がありました。事業者に確認したところ、稼働中の大型車が何台も出入りしている中で、駐車している他のトラックや従業員の車があると危険だから駐車場としての場所が別で必要であるという話を聞いております。事務局としても本当に必要なのかというところは、確認を取りながら慎重に進めているところでございます。
中村委員	広島県からは他にどのような懸念事項があるか確認があったんですか。
事務局	先ほどのように、本当にそのスペースが必要なのかというところ、今後さらに事業用地が拡大していくことがあるのではないかというところ、整備計画の変更申出を2回に分けた理由などを確認されました。変更申出を分けたことについては、資材置場の計画段階では計画していなかった駐車場用地が新たに必要になったという理由を事業者より聴き取りました。今後の予定については、現時点では拡大する予定はないと聞いています。
庄賀委員	トラックは運んだら出る運んだら出るを繰り返すものだと思っているんですが、なぜ車を置いておく場所が隣に必要なのかが分かりませんね。
事務局	稼働する大型車と待機をする大型車があって、大型車は転回するときにかなりのスペースを必要とするので待機車両は別の場所に置きたいということのようです。
住川委員	新しく10台トラックを買うから新しい駐車場が必要なんです、ならわかるんですが、○○が今所有されているトラックは今ある他の駐車場にきちんと収まっているのに、なぜわざわざここに待機するための場所が必要なのかと思います。一度に何十台も出入りするなら接触する危険性があるのかもしれません、この広さだとそれもなかなか考えにくいですね。しかも、ここから300m位のところと上の方にも資材置場をお持ちなので、併せたら20,000m ² 位の面積になるんじゃないかと思うんです。だからなおさら、駐車するところなんていいくらでもありそうな気がします。まあ、書類上他の法令に触れることもなくて不備がなければ認めざるを得ないことは理解していますが。

中村委員	今後どうするかというのは恐らく会社の方針で中長期的に絵は描いているとは思いますよ。それを議論しようとすると難しいから、今出でてきているものに対して整理していかないといけないんでしょうね。3年後5年後の計画はあるんでしょうけど、先のことは見えないし教えてもらえないから、現時点でどうかということを考えていかざるを得ないです。
荒滝委員	今ある資材置場の方は入るのに渋滞していますよ。○○の車だけじゃなくいろいろな業者の車が出入りするので台数も多いですし、道に並ばれるよりは待機できる所に入ってもらった方がいいです。
庄賀委員	○○から入ってきたところですか。
荒滝委員	○○へ抜ける道の方ですね。ダンプは大きいのでこの広さでも小さい位です。
住川委員	たしかに地元の方の声としても、○○に限らずいろんな業者のトラックが増えて今までよりも交通量がかなり増えたという話はありますね。道路状態も悪くなっていますし。ただ、ここに従業員の車もという話になると疑問は残りますね。しかたがないですねという感じですね。
議長	現時点でということで、その他に質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。日程第4、議案第22号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第4、議案第22号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」は原案どおり承認することに決定しました。続いて、日程第5、報告第11号「農地法第3条第3項第1号の規定による届出について」、日程第6、報告第12号「農地法第4条第1項第1号の規定による届出について」、日程第7、報告第13号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、日程第8、報告第14号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理取消について」事務局から報告をお願いします。
事務局	(日程第5、報告第11号　日程第6、報告第12号 日程第7、報告第13号　日程第8、報告第14号　説明)

議長	ありがとうございました。続いて、日程第9、議案第23号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第23号の相続税の納税猶予に関する適格者証明について、ご説明いたします。対象農地は呉地区の農地で、〇〇の〇〇方向付近にある田7筆で、令和〇年〇〇月に相続をされています。被相続人と相続人の双方が必要条件を満たしているかについてご説明いたしますので、議案とあわせて位置図等の次のページに添付している農林水産省の資料をご参照ください。まず被相続人は、要件①の「死亡の日まで農業を営んでいたもの」に該当します。これは昨年の利用状況調査の結果、農地判定となっており、被相続人は農業を行っていた実績があることから死亡の日まで農業を営んでいた者として扱うことができるものと考えております。また取りまとめ中ではあります が、今年度の調査結果についても農地判定で報告をいただいております。次に相続人は、要件①の「相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後引き続き農業経営を行う者」に該当するものと考えられます。現地についてはお配りしている写真のとおり、稲刈り後となりますが現在も田として農業経営がされておりました。またこの制度の対象となる農地について、遺産分割をした農地であることが要件となっております。すでに相続登記がされており、相続人が全持ち分を相続した農地であることを確認しております。以上のことから、適用要件を満たしているものと考えられます。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。稲垣委員、お願いします。
稲垣委員	11月14日に追加議案ということで事務局と現地の確認に行ってきました。〇〇から〇〇に下がったところにあるけっこう広い土地です。現況は稲刈りをされて特段荒れたような状況もなく、耕作されているものと思われます。相続も済んで事業継承をしていくと事務局から聞いております。猶予を受けると万が一他のものに転用しようしたりするとき大変ですけど、相続税を納めるのも大変なのでね。猶予を受ける受けないは自由ですが、ご本人は事業継承して20年は頑張っていくということなので問題ないよう

	ます。以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。日程第9、議案第23号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第9、議案第23号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」は原案どおり承認することに決定しました。以上で本日の日程はすべて終了しました。会議全般やその他で何かご質問等はないでしょうか。
議場	(全員：質問なし)
議長	無いようですので、事務局から事務連絡をお願いします。
事務局	(事務連絡)
議長	ありがとうございました。次の農業委員会は12月22日（月）に開催予定です。議案については12月10日（水）以降に事務局から送付予定です。以上をもちまして、令和7年第9回熊野町農業委員会を閉会します。
	上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。
	議長印
	署名委員印
	署名委員印